

令和6年度精華町交流ホール AV 設備改修業務 仕様書

1. 業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度 精華町交流ホール AV 設備改修業務
- (2) 内容 既設 AV 設備のうち、老朽化した設備及び付随する機器の交換・設置、それに伴う配線、結線に関する作業を行い、AV システムの構築を行う。また、既設設備の撤去を行う。
- (3) 履行場所 精華町役場 2階 交流ホール内
- (4) 履行期限 契約締結から令和6年8月31日まで
なお、交流ホール内作業は原則として令和6年8月7日から令和6年8月12日までとする。履行期限内に本業務に必要な機器の調達、設置、システム構築を行い不要機器は撤去すること。

2. 契約の範囲

契約の範囲は本設備の調査、施工、据付、総合調整試験等全般にわたり、着手から完成までのすべての事項とする。

3. 秘密の保持

本業務の履行に関連して知り得た秘密は、本業務期間中のみならず、その終了後も第三者に漏洩しないこと。

4. 知的所有権等の使用

本仕様書に定める調達機器に関し、特許権その他、第三者の所有する知的所有権の対象となる物を使用する場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。

5. 保証

本業務の完了後から起算して1年以内に生じた調整不調及び納入品の欠品に起因する故障は、直ちに無償修理又は代替品を納入すること。

6. 提出書類

契約締結後、下記の書類を指定する期間内に提出しなければならない。また、下記のものに変更が生じた場合には、速やかに処理するものとする。

- (1) 業務着手届 1部
- (2) 業務工程表 1部
- (3) 各種図面 1部

(4) 取扱説明書	1 部
(5) 完成図書・現場写真	1 部
(6) その他発注者が必要と認める書類	必要数

7. 機器仕様

- ・調達機器以外に、本設備が動作する上で必要な機器がある場合は、受注業者の負担で用意すること。また、各項の性能・機能を以下に記載した数量で実現できない場合は、設置箇所が同一であり収納可能であれば記載された以上の数量で実現してもよい。
- ・機器詳細において、「参考品番」の記載があるものは参考品番の機器またはそれ以上の機能を有する機器とする。
- ・いずれの機器についても、組立および取り付けを行い、システムが正常動作するよう機器の調整を行うこと。
- ・既存設備との連動が問題ないように調整すること。
- ・配線ケーブルを必要数用意し、配線を行うこと。
- ・電源工事が必要な場合は含めること。

(1) 制御卓<ワゴン卓>

- ・既設音響調整卓を撤去し、利便性・効率性の向上を図り可動式ワゴン卓に更新する。
- ・運用に必要な機能を備えること。(PC 接続機能、音量調整機能、プロジェクターリモコン機能、電源スイッチ機能 等)

(2) 機器収納架<調整室内>

- ・電源制御ユニット、パワーアンプ、音声ミキサー、ワイヤレスチューナ等を収納する。

(3) プロジェクター

- ・スクリーンサイズと投射距離を鑑み、8,200lm レーザータイプ、各種レンズ対応の機種とする。リモコン機能のうちパワー及びシャッターのオンオフ機能は制御卓に具備すること。

■プロジェクター仕様

使用電源	AC 100V、50Hz/60Hz
光源	レーザーダイオード
光出力	8,200 lm (ノーマル)
光出力半減時間	20,000 時間 (ノーマル/静音)、24,000 時間 (エコ)
解像度	WUXGA (1,920 x 1,200)

外形寸法	561 x 439 x 224 mm (脚最小)
質量	18.6 kg
騒音値	34 dB (ノーマル)、27 dB (静音)
本体色	黒色

(4) 電動巻上スクリーン

- ・モーター部などの構造を考慮し、スクリーンサイズは 200 インチ(16 : 10)とする。

(5) スピーカシステム

- ・メインスピーカとして小型ラインアレイ型を設置する。

(6) ワイヤレスアンテナ・マイク

- ・4ch 運用、1.9GHz 帯デジタルワイヤレスマイクとする。
- ・別途アダプターを使用し、既設の同軸ケーブルで接続すること。

■ 機器詳細

機器名称	参考品番 (仕様)	数量
1. ワゴン卓		
音声フェーダーパネル	WR-PU200	1
スライドユニット	CSU-PU200-1-B	1
マウント金具	CRM-PU200-1-B	1
VP リモコン	VP 制御及び主電源制御機能付き	1
電源制御ユニット	WU-L61	1
PC 接続パネル	HDMI コネクタ	1
HDMI エクステンダー	※既設流用	—
ワゴン卓本体	CSWL-R02	1
2. 機器収納架		
音声ミキサー	WR-DX200	1
マイクミキサー	WR-MX160	1
パワーアンプ	WP-DM912	1
ワイヤレスチューナ	WX-SR204A	1

同軸変換ユニット	WX-SA002	2
電源制御ユニット	WU-L61	1
機器収納架		1
ブランクパネル・ラック部材	組配込み	1
3. プロジェクター		
液晶レーザープロジェクター	PT-MZ882JB ※最新機種 オートパワーオン機能搭載	1
ズームレンズ	ET-ELT22	1
HDMI エクステンダー	※既設流用	—
VP コントローラー	使用プロジェクターに適合	1
HDMI エミュレーター	CRO-UD12A	1
置台	※既設流用	—
4. 電動巻上スクリーン		
200 インチ電動巻上スクリーン	ES-WX200W	1
昇降スイッチ	※既設流用	—
5. スピーカシステム		
ラインアレイスピーカ	CBT 100LA-1-WH	1
壁面金具	CV100-WH	1
シーリングスピーカ	※既設流用	—
6. ワイヤレスアンテナ・マイク		
ワイヤレスアンテナ	WX-SA250A	2
同軸変換ユニット	WX-SA002	2
ワイヤレスマイク	WX-ST200	4

7. コネクタ盤・フロアーコンセント		
コネクタ交換・パネル加工		1式
パネル本体	※既設流用	—

8. 作業内容

(1)既設機器類の撤去作業

- ① 既設設備の撤去及び廃棄処理を行うこと。撤去対象となる機器（ケーブル等含む）については現在の設置場所等を現地にて確認すること。
- ② 一部の機器は更新設備にて継続使用することから、撤去を行うものと廃棄を要しない機器に関しては担当職員に確認の上、指示に従うこと。
- ③ 撤去時に経年劣化による癒着のため他のケーブルを破損する恐れがある場合等は、撤去しないこと（埋め殺し）を可とするので、撤去できなかった箇所については図面等に表示して事後に担当職員に報告すること。

(2)ケーブル等の配線作業

- ① 更新する機器間ケーブル等の配線作業を行うこと。
- ② ケーブルの規格は各種信号に適合するものを使用すること。

(3)機器の据付作業

- ① 更新機器等を「7. 機器仕様」に基づき調達し、据付作業を行うこと。既存の機器収納架やコネクタ盤を有効に活用し、既存の他設備も含めた総合的かつ機能的な設備となるように据付作業を実施すること。
なお、既存の設備との接続箇所については、更新機器の仕様に基づき配線処理等を行うものとする。
- ② 「7. 機器仕様」に記す機器等の型番は参考型番であるが、他の機器等を使用する場合の仕様は同等以上のものとする。
- ③ 使用する機器については、材料確認書にて事前に担当職員の承諾を得ること。
- ④ 機器の据付場所については、具体的な機器収納場所を表示した図面があるものはこれを参照すること。

(4)機器・ケーブル等の点検試験調整

- ① 設置した設備に関しては、基本的な点検試験調整の実施すること。
- ② 機器の設置、ケーブルの配線等の完了後に、設置した設備全体が正常に稼働するか、全ての機器・ケーブル等設備について確認を行い、結果報告書を担当職員に

提出すること。

(5)保証期間における障害対応

- ①保証期間における更新機器の障害について、その発生原因を明確に行い適切に対応すること。
- ② 不具合対応において運営に支障が起きないように、適切な対応を取ること。

9. 特記事項

- (1) 業務場所での作業可能時間は、原則として日曜・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、担当職員の下承を得て変更することが可能なため、変更を希望する場合は、協議の上承諾を得ること。
- (2) 業務に当たっては、事前に担当職員との打合せを行い、庁舎に支障を来たさないよう日程を調整の上で、工程表を作成すること。
- (3) 機器・ケーブル等の仮置き場（搬入資材及び撤去物等の仮置き場）、作業員休憩所、業務車両駐車場所については、庁舎内（敷地内）に確保可能であるので、詳細は担当職員と協議すること。また、現場の整理整頓を励行するほか、床や壁の汚損・破損等がないよう適切に養生を行うこと。
- (4) 業務に当たっては、関連法令等に従い安全対策に留意するとともに、庁舎職員や来館者等第三者に対し万全なる安全処置を講じること。
また、業務に起因して既存施設及びその他の工作物等を汚損・破損等した時は、速やかに担当職員に報告し、担当職員の指示により速やかに修復する等適切な措置を講じること。なお、発生原因が発注者の責に帰する場合を除き、修復等の費用は受注者の負担とする。
- (5) 万一事故が発生した場合等は、受注者の責任と負担にて解決し、将来的に異議が発生しないよう相手方と合意事項を书面化し、写しを担当職員に提出すること。
- (6) 本業務に際し、必要となる養生、消耗品、資材及び搬入費用等は請負金額に含むものとする。
- (7) 本業務には、各種機器の調達のみならず、付随する作業としてこれら機器が本町指定の状態ですらなく動作されるための配線作業や機器の設置、各種設定等の作業が含まれることを考慮の上、入札を行うこと。なお、本仕様書に一致しない機器の納品や作業が認められた場合、直ちに原状に復すこととし、検収は行わない。うえ、これによる契約単価の支払いも行わない。また、この際発生する原状に復元するための費用については落札業者において負担すること。